

(別紙) 今後検討していく具体的な政策案
2015年12月22日 共生社会創造本部中間とりまとめ素案

追加政策候補

■働き方大改革

(不本意非正規ゼロを目指す 有期雇用の入り口規制)

○雇用の原則は「期間の定めのない直接雇用(無期雇用)」を基本とすることとし、期限の定めのある雇用(有期雇用)契約を締結する場合、合理的理由がある場合のみ認めることとする。業務の時限性など合理的理由の具体的要件について検討を進める。

*現在、有期雇用(約1400万人)は非正規雇用全体(約2000万人)の7割を占める

(長時間労働を規制する第一段階の措置 残業時間規制)

○長時間労働を是正するために、残業を認める労使協定である36協定にある無制限の残業を認める「特別条項」を無くし、月の残業45時間を超えるものを禁止とする。

(正社員転換策)

○民主党政権時に成立させた改正労働契約法では、有期雇用契約が反復更新されて通算5年を超えた時は労働者の申し込みにより、無期雇用へ転換できるルールを規定した。平成30年4月から、通算5年を超えた有期雇用に適用となる。脱法行為等が起こらないよう本法律の実効性を高めるために法律の意義を丁寧に説明するなど広報活動を強化する。

■女性

(女性の社会進出)

○世界で一番、女性が働きやすい国を実現する

政府として女性の働き易さを示す数値目標を設定して、女性が最も働きやすい国を目指す。また、女性の働き易さ指標を作り、それぞれの企業に公表させる。

以上